

Q80

口座振込、口座引落しのサービスは、救済農水産業協同組合にそのまま引き継がれるのですか。

Ans.

救済農水産業協同組合は、被管理農水産業協同組合の業務を引き継ぎ、かつ、その業務を継続することを目的としていますので、所要の手続をとったうえで、原則として口座振込、口座引落し等に関する企業等との個別契約を引き継ぐことを予定しています。

ただし、口座引落しの委託者（企業等）が救済農水産業協同組合との口座引落しサービスの継続を希望しない場合、貯金者等はサービスの中止を余儀なくされることがあります。また、貯金者と企業等との契約によっては、貯金者等は企業等に対して個別に手続を行う必要があります。

I

貯金等の保護の範囲の概要

II

貯金保険制度のあらまし

III

貯金者データ等の整備

IV

破綻時の付保

V

貯金支払時に保険金の取扱い

VI

破綻処理

VII

金融危機への対応

VIII

不良債権の回収と責任追及

Q81

保険金の支払はどのようにして行われるのですか。また、どこで支払を受けることができるのですか。

Ans.

「第1部 貯金保険制度の概要 4 (3) イ. 概要、ロ. 保険金支払手続」の項（20ページ）を参照してください。

Q82

保険金の支払はいつ受けることができるのですか。

Ans.

① 貯金者に対しては、保険金額等を記載した「保険金支払通知書・請求書」等を郵送します。貯金者はこの保険金支払請求書と本人確認ができる書類等を貯金保険機構（貯金保険機構が農水産業協同組合等に保険金支払業務を委託した場合には、当該農水産業協同組合等の窓口）に提出して請求を行うことにより、保険金の支払を受けることができます。

② 保険金の支払までの期間は、破綻農水産業協同組合の規模、貯金者データの整備状況等により異なるため一概には言えませんが、できるだけ速やかに支払ができるように準備を進めています。

③ 保険金の支払請求方法等について不明な点がある場合は、貯金保険機構へ照会してください。